

### 【特集】労働者供給事業の意義と課題：特集にあたって

ERA, Satomi / 恵羅, さとみ

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

783

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

2

(発行年 / Year)

2024-01-01

---

## 【特集】労働者供給事業の意義と課題

---

### 特集にあたって

恵羅 さとみ

---

本特集では、労働組合による労働者供給事業について取り上げる。多くの人にとって聞きなれない言葉かもしれないが、労働者供給事業とは、1947年職業安定法において、中間搾取の弊害があることから禁止され、唯一、許可を受けた労働組合等にだけ認められてきた事業である。戦後から現在に至るまで、日本の労働組合は、組合活動として無料の労働者供給事業を行うことができ、それを通じて組合員を企業に供給することが可能となっている。しかし、法制度的に可能であるということと、実際に制度が使われるかどうかは別の話である。この75年間、労働組合による労働者供給事業が労働市場全体において存在感のあるしくみとして機能してきたとはいえ、非正規労働者が拡大したこの20数年間を見ても、オルタナティブなしくみとして十分に活用されてきたとはいえない。それはなぜだろうか。

1980年代半ば以降、労働市場の規制緩和の下では派遣労働者が顕著に増加し、契約労働や請負労働といった多様な働き方も広がっている。加えて新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年では雇用のあり方が大きく揺らいでいる。正規雇用を前提としないような、就労の多様化をめぐる不安定性や格差の拡大がますます問題視される中で、外部労働市場における市場原理のみに依存するのではない労働力調整のあり方についてあらためて考える必要があるのではないか。そのような疑問を抱いたことが、今回の特集の企画につながっている。

なぜ労働者供給事業を取り上げるのか。労働組合による労働者供給事業においては、労働者は企業に囲い込まれるのではなく、また競争的労働市場に個別に投げ込まれるわけでもない。労働者は労働組合の組合員となり、労働組合は供給先の企業と労働協約を締結することで、特定の業種・職種別の労働市場において一定の労働条件や交渉力を担保することができ、また、供給先の企業も、需要の変動に合わせて、柔軟に労働者を雇用することができる。このように、流動的な労働市場を前提としつつも、最低限のルールに基づいた集団的労使関係の構築が可能である点が大きな特徴である。そこでは、中間搾取のない公正な労働供給のあり方にとどまらず、新たなしくみづくりに向けた様々なヒントがあるのではないか。このような労働者供給事業にあらためて光を当ててみたい。

本誌編集委員として本特集の企画に加わり執筆を担当した恵羅は、この間、建設分野という特定の領域において取り組まれるようになった労働者供給事業に関心を抱く中で、この事業が持つ様々な機能や示唆について考えを巡らせてきた。特に、雇用類似の働き方の一つでもある請負労働との関係、職種別労働市場におけるキャリア形成など新たな就労のしくみづくり、また労働組合運動に

おける労働協約や集団的交渉のあり方など、多面的なテーマについて関心を抱くようになった。同時に、重要な先行研究として参照してきたのが、2009年に発足した國學院大學労供研究会の調査研究実績である。2012年には当研究会から『労働組合による労働者供給事業に関する調査研究報告書』も刊行されており、その後10年間の新たな動きについてのフォローアップと分野横断的な議論の発展が期待されているところである。

そのような経緯から、今回の特集では、國學院大學経済学部の橋元秀一教授に総論をお引き受けいただくとともに、若手研究者として調査研究に従事してきた本田恒平氏に労働者供給事業の代表的分野の一つである港湾分野における新たな事例分析についてご執筆いただいた。いずれもこの間の調査研究の進展や将来展望を踏まえた貴重な論稿となっている。特集の構成は以下の通りである。

橋元秀一「労働組合による労働者供給事業の意義と課題」は、労働者供給事業の歴史と現況から、様々な事例とタイプの分析を通じて、その機能と役割を示している。その上で、労働者供給事業がなぜ広がらないのかという課題を多面的に考察し、非正規労働問題の解決に向けた示唆を提示している。

本田恒平「港湾労働における労働組合の役割——全日本港湾労働組合小名浜支部の労働者供給事業を事例に」は、代表的な事例である港湾分野の中でも地方港に焦点を当て、組合民主主義的な労働組合の労働力需給調整機能と労使協調関係のあり方について論じている。

恵羅さとみ「建設労働組合による災害時の労働者供給事業——全建総連による全木協・応急仮設木造住宅建設事業を事例に」は、災害時における労働者供給事業の役割と機能に焦点を当て、事業が成り立つ諸条件と事業の広がりに向けた展望について論じている。

以上の論考を通じて、労働組合による労働者供給事業の多様な実践と課題を考察したが、その複雑な法制度のあり方や個々の文脈を理解することの重要性を痛感する一方で、大きなテーマとしての非正規雇用の問題や労働者供給システムのあり方について論じ尽くされたわけではない。本特集を通して、労働組合による労働者供給事業への認知と関心が深まり、実践面における今後の展開も踏まえて、調査研究が一層進展することを期待したい。

(えら・さとみ 法政大学社会学部准教授)